

- ・取組をさらに推進するため、一部の工事を発注者指定方式とする。
- ・工事監督員が行う立ち会い等に加え、工事監理者が行う立ち会い等及びWEB会議等について、遠隔臨場の対象として新たに位置づける。

<令和6年度からの変更概要>

| | 令和5年度 | 令和6年度(R6.4.1以降入札) |
|---------|--|--|
| 対象工事 | 受注者希望方式 ※受注者が希望する工事 | ①発注者指定方式 ※建築局が指定する工事 ②受注者希望方式 ※①以外の工事 |
| 費用負担 | 実施に要した費用(撮影機器のリース代等)を共通仮設費に積上げ ※設計変更で対応 | 実施に要した費用(撮影機器のリース代等)を共通仮設費に積上げ ※設計変更で対応(発注者指定方式であっても予定価格には含まない) |
| 遠隔臨場の対象 | 監督員が行う立ち会い等 | ・監督員が行う立ち会い等(定例会議等を含む) ・工事監理者が行う設計図書との照合及び確認 |